

創業後間もない方へ

東京都制度融資 創業融資（創業）【事業開始後】

創業後 5 年未満の若い企業をバックアップ。

不動産担保や法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。

ご返済は、運転資金が 7 年以内、設備資金が 10 年以内の長期分割返済です。

対象となる方	(1) 創業した日から 5 年未満の法人、個人、組合 ※個人で創業し、同一事業で法人成りした方で、個人で創業した日から通算 5 年未満の方を含みます。 創業した日とは、登記簿上の会社設立登記日、または売上発生等の事業の開始が確認できる日を指します。 (2) 都内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社、または分社化により設立された法人で、設立後 5 年未満の法人（保証対象は子会社）。	
融資限度額	2,500 万円	
資金用途	運転・設備	
返済方法	運転資金は 7 年以内、設備資金は 10 年以内の分割返済（据置期間 1 年以内）	
融資利率	(責任共有利率) 【固定金利】 融資期間 3 年以内 : 1.9%以内 3 年超 5 年以内 : 2.1%以内 5 年超 7 年以内 : 2.3%以内 7 年超 : 2.5%以内 【変動金利】 短プラ+0.7%以内	(全部保証利率) 【固定金利】 融資期間 3 年以内 : 1.7%以内 3 年超 5 年以内 : 1.9%以内 5 年超 7 年以内 : 2.1%以内 7 年超 : 2.3%以内 【変動金利】 短プラ+0.5%以内
保証料率	保証協会所定の料率	
担保	原則として不要	
保証人	法人（組合を除く）は、原則として代表者を連帯保証人とします。 組合は、原則として代表理事を連帯保証人とします。 個人事業者は、原則として連帯保証人は不要です。	

(注) 本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。